主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人桜井清の上告趣意第一は、事案を異にして本件に適切でない判例を引用する判例違反の主張および事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二は、原審において主張および判断を経ていない事項に関する違憲の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年四月二三日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	⊦	岸	裁判官